

【ロシア】北方領土をめぐるロシア議会の動向

海外立法情報課・堀内 賢志

* 2010年11月1日、メドベージェフ大統領は北方領土の国後島を訪問した。ソ連・ロシアを通じて、同国の最高指導者が北方領土を訪れるのは初めてのことであった。以下では、2009年以降のロシア連邦議会及びサハリン州議会における北方領土に関する動向を取り上げる。

北方領土問題措置法改正等への対応

ロシア連邦議会は、2009年の日本政府・国会による北方領土問題に関する措置に対して強い反応を示した。2009年6月24日にはロシア下院は「日本の衆議院による『北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律』（以下「特措法」）改正の採択に関する国家会議〔下院〕の声明」を採択した。6月11日に衆議院を通過した特措法改正案には北方領土が「我が国固有の領土」とであると明記されたが、声明は、「南クリル諸島〔北方領土〕の所属に関する決定は第二次大戦の疑う余地のない結果」とした上で、特措法の改正は、日本がこの問題に関する全ての妥協を拒否するという姿勢を法的に確立することを意味し、ロシアとの対話の中で駆引きを行っていく自由を自ら放棄するものだとしている。また、ロシア下院が「しかるべき形で当該問題に対するロシアの立場を法制化する」ことを検討する可能性があると表明している(注1)。

改正特措法成立後の7月7日には、上院が非難の声明を採択した。日本による同法の採択は「露日間の平和条約の問題の相互に受入れ可能な解決に向けた、露日の善隣・相互尊重・建設的対話の原則に反する」ものであり「日本に対して常に親愛の情を持つロシア人民に対する侮辱的で非友好的な振舞い」と非難し、大統領に対し旧島民と現地住民のビザなし交流の延期を求めている(注2)。

同じく7月7日には、右翼愛国主義政党である自由民主党の下院議員たちが特措法への対抗措置として連邦法案「日本からのロシアへの領土要求に関して」を提出した。同法案は、クリル諸島が第二次大戦の結果としてロシアに属することになった不可分の領土であると明記し、ロシアにおいては同諸島を放棄することを含んだ法令は自動的に無効となることを定めている。下院国際問題委員会は、北方領土の帰属は諸条約によりすでに確定されており、改めてこうした法律で主権を確認する必要はないとして、同法案の否決を勧告する判断を下し、そのまま審議は棚上げとなっている。

8月にはミロノフ上院議長が国後島及び色丹島を訪れた。11月24日に日本政府が北方領土を「ロシアが不法に占拠している」とする答弁書を閣議決定したことに対しても強い非難の声が上がった。上院の会議では国際関係委員会のマルゲロフ委員長が日本側に対し「報復主義」と非難し、「議会の応答」の文書を提案するため、同委員会が下院及び外務省と協議していると語っている(注3)。

「第二次世界大戦終戦の日」制定

2010年7月27日、「ロシアの軍の名誉と記念の日に関する連邦法」の改正法が成立し、9月2日が「第二次大戦終戦の日」と定められた。法案に付属した注解によれば、この日付の根拠は1945年9月2日に日本が連合国との降伏文書に署名したことにある。またこの降伏文書が「連合国としての義務に応じてソ連が対日軍事行動に参加したことの合法性を確認するもの」とされている(注4)。同様の法案はサハリン州の議員を中心にこれまで繰り返し提出されてきたが、ロシア政府は消極的であった。3月26日付の『独立新聞』は、今回の主導者の一人がグルィズロフ下院議長であり、また事前に大統領府でこの問題が議論された後、ナルィシキン大統領府長官によって法案作成・提出が指示されたと伝えている(注5)。ただし、対独戦勝を祝う「戦勝の日」(5月9日)が祝日であるのに対し、今回制定されたのは単なる記念日であり、「日本」「戦勝」という言葉は含まれなかった。初めての記念日となった2010年9月2日にはミロノフ上院議長がサハリンを訪問し、祝賀行事に参加している。

サハリン州憲章の改正

2010年9月16日、サハリン州知事によって提出された、サハリン州憲章を改正する州法案が、州議会第一読会で可決された。同法案は、同州に属する全島名を列挙したリストを憲章に付加するものである。リストにはサハリン島に属する76の島々及びクリル諸島を構成する94の島々が列挙され、後者には北方領土の島々が含まれる。国家建設・法規・地方自治委員会のザリツキー委員長は、「この憲章改正は象徴的なものであり、政治的な色彩を帯びたものだ」「まさにこれによって我々は我々の領土の主権を確認する。…しかも我々は戦勝65周年の年にその改正を行うのだ」と発言している。他方、同議会では、名前のない小さな島にも名を付けて列挙する必要性が提起され、法案を9月末までに修正し、10月初めの第二読会で成立させることになっていた。しかし、第二読会に向け、連邦製図測地基金の資料に従って小島や岩までを取り上げた結果、リストに載る島の名は447にまで膨れ上がり、法案の成立は遅れている(注6)。

連邦議会上院における「サハリン州の日」

上院は、2010年10月12~13日の2日間を「サハリン州の日」とし、サハリン州の経済発展、近代化、アジア太平洋地域諸国との協力に関する効果的な方途の議論・策定をテーマとした行事を開催した。12日には上院の経済政策・企業活動・財産委員会、天然資源・環境保護委員会、農業食糧政策・漁業管理複合体委員会、産業政策委員会、連邦問題・地域政策委員会、体育・スポーツ・オリンピック活動委員会の各委員会で、サハリン州政府の関連部局の幹部が参加した拡大会議が開かれた。連邦問題・地域政策委員会の会議では、地政学的な重要性を持つ一方でインフラが未整備で経済発展から取り残されているクリル諸島の発展に対する国家支援の必要性の問題が主要なテーマとなり、連邦政府に対し、「2007~2015年のクリル諸島社会経済発展連邦特定目的プログラム」への財政支援の増額を要求する勧告が採択された(注7)。

翌 13 日には上院のホールで、「サハリン州は第一の地域」と題された展示会や、ミロノフ上院議長をはじめとする上院議員たちやホロシヤービン知事、サハリン州議会議員らが参加した討論会などが開催されている(注 8)。

メドベージェフ国後島訪問後の反応

メドベージェフ大統領による国後島訪問に対しては、大統領の行動を評価し、大使召還などの措置をとった日本の対応を批判する声相次いだ。その上で、「露日関係は十分安定しており、十分に強固になっている。南クリルに関してこのような突発的な出来事が見られたのは初めてのことでない。これは喧しく反応するに値しないことだ」(下院国際問題委員会スルツキー副委員長)、「ロシア側が経済協力の発展を呼び掛ける一方で、日本側は島を返せと繰り返すが、もうこれ以降は我々は経済に取り組むことになるだろう。一方で、世界でグローバル化が進む現段階では、経済関係の発展に障壁を作ることはできない。クリルに関する交渉を完全にやめてしまっても、両国ともに損害をこうむることになるだろう」(上院防衛安全保障問題委員会オゼロフ委員長)といった意見が聞かれた(注 9)。

他方、自由民主党のイワノフ下院議員は、クリル諸島に関する問題を完全に終わらせるべきだとして、連邦法案「日本からのロシアへの領土要求に関して」の再審議を求める姿勢を見せた。しかし、下院国際問題委員会のコサチョフ委員長は、同法の採択は「この島々がロシアの他の領土とは違う何らかの特別な地位を持つことを確認することになり」、むしろ「この問題を過激化させようとする日本の政治家たちを間接的に利することになる」として、反対の意思を示している(注 10)。

注(インターネット情報はすべて 2010 年 12 月 14 日現在である。)

- (1) 下院公式サイト<http://www.duma.gov.ru/index.jsp?t=ums_zayavlen/z_3.html>
- (2) 上院公式サイト<<http://www.council.gov.ru/lawmaking/sf/document/item/7498/index.html>>
- (3) 上院公式サイト<http://www.council.gov.ru/inf_ps/chronicle/2009/11/item11039.html>
- (4) 同法の原文は『ロシア新聞』2010.7.26<<http://www.rg.ru/2010/07/26/prazdniki-dok.html>>。同法の注解は下院データベースを参照<<http://asozd.duma.gov.ru/main.nsf>>(法案番号 400029-5)。
- (5) 『独立新聞』2010.3.26.<http://www.ng.ru/politics/2010-03-26/3_holiday.html>
- (6) サハリン州議会公式サイト<<http://www.duma.sakhalin.ru/news/20100917>>,
<<http://www.duma.sakhalin.ru/news/20101214>>
- (7) 上院公式サイト<http://www.council.gov.ru/inf_ps/announces/2010/10/item13981.html>,
<http://council.gov.ru/inf_ps/chronicle/2010/10/item14041.html>
- (8) 『サハリン.info』2010.10.14.<<http://www.sakhalin.info/politics/64844/>>
- (9) 『レグナム』2010.11.1.<www.regnum.ru/news/1342166.html>,上院公式サイト
<http://www.council.gov.ru/print/inf_ps/chronicle/2010/11/item14511.html>
- (10) 『レグナム』2010.11.2.<www.regnum.ru/news/1342442.html>,
<www.regnum.ru/news/1342520.html>